消防本部 · 消防署事務分掌

〇 総務課

- (1) 公印の管理に関すること。
- (2) 消防庶務に関すること。
- (3) 職員の人事、給与、研修、福利厚生、表彰等に関すること。
- (4) 文書の収受、発送及び保存に関すること。
- (5) 条例、規則、告示、公告等に関すること。
- (6) 諸会議に関すること。
- (7) 消防施設、装備等の整備保全に関すること。
- (8) 公務災害補償に関すること。
- (9) 組織運営の調整に関すること。
- (10) 消防計画に関すること。
- (11) 消防統計の編集及び広報広聴に関すること。
- (12) 消防水利施設に関すること。
- (13) 消防団に関すること。
- (14) 他の課に属しないこと。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項。

○ 消防救急課

- (1) 消防職員及び団員の教養訓練に関すること。
- (2) 消防職員の服務規律に関すること。
- (3) 警防本部に関すること。
- (4) 消防機械器具の運用保全に関すること。
- (5) 警防及び救助業務に関すること。
- (6) 救急業務に関すること。
- (7) 緊急消防援助隊に関すること。
- (8) 高速道路連絡協議会に関すること。
- (9) 消防広域応援に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項。

○ 予防課

- (1) 火災予防思想の普及に関すること。
- (2) 桑名市火災予防条例(平成16年桑名市条例第163号)に関すること。
- (3) 防火管理に関すること。
- (4) 防火対象物等の立入検査に関すること。
- (5) 消防用設備等の設置指導及び検査に関すること。
- (6) 火災の原因及び損害の調査に関すること。
- (7) 建築確認等の消防同意に関すること。
- (8) 危険物製造所等の立入検査に関すること。
- (9) 危険物製造所等の許認可、承認及び届出に関すること。
- (10) 危険物及び危険物災害の調査に関すること。
- (11) ガス用品及び液化石油ガス器具等の立入検査等に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項。

○ 通信指令課

- (1) 火災、救急その他災害の情報及び出場指令に関すること。
- (2) 消防通信の統制に関すること。
- (3) 消防通信施設の維持管理に関すること。
- (4) 通信技術の訓練に関すること。
- (5) 気象観測に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項。

○ 指揮調査課

- (1) 警防活動業務の情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 消防活動部隊の安全管理及び消防指揮に関すること。
- (3) 火災警戒区域に関すること。
- (4) 現場広報に関すること。
- (5) 火災の原因及び損害の調査に関すること。
- (6) 火災統計に関すること。
- (7) り災証明に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項。

○ 消防署 分署

- (1) 水火災の警戒防御並びに救急及び救助に関すること。
- (2) 消防及び防災訓練並びに警防計画に関すること。
- (3) 消防施設、機械器具等の保全及び点検に関すること。
- (4) 消防水利に関すること。
- (5) 火災の原因及び損害調査並びにその他災害の調査に関すること。
- (6) 火災予防思想の普及に関すること。
- (7) り災証明に関すること。
- (8) 救急搬送証明に関すること。
- (9) 桑名市火災予防条例(平成16年桑名市条例第163号)に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に命ぜられた事項。